令和5年12月高浜市議会定例会会議録(第1号)

令和5年12月高浜市議会定例会は、令和5年11月30日 午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(諸 報 告)

日程第3 高浜市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

日程第5 議案第67号 高浜市三高駅西駐車場の指定管理者の指定について

議案第68号 衣浦衛生組合規約の変更について

議案第69号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の 一部改正について

議案第70号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部 改正について

議案第71号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第72号 高浜市職員定数条例の一部改正について

議案第73号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

議案第74号 高浜市南部ふれあいプラザ及び高浜市南部第2ふれあいプラザの指定 管理者の指定について

議案第75号 高浜市役所出張所設置条例の廃止について

議案第76号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第77号 高浜市心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について

議案第78号 高浜市女性文化センター及び高浜市春日庵の指定管理者の指定につい て

議案第79号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定について

議案第80号 高浜市吉浜交流館の指定管理者の指定について

日程第6 議案第81号 令和5年度高浜市一般会計補正予算(第7回)

議案第82号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2回)

議案第83号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算(第2回)

議案第84号 令和5年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第3回)

議案第85号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)

議案第86号 令和5年度高浜市水道事業会計補正予算(第2回)

議案第87号 令和5年度高浜市下水道事業会計補正予算(第1回)

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋 本 友 樹	2番	荒	Ш	義	孝
3番	神 谷 直 子	4番	杉	浦	康	憲
5番	野々山 啓	6番	今	原	ゆか	り
7番	福岡里香	8番	岡	田	公	作
9番	長谷川 広 昌	10番	北	Ш	広	人
11番	鈴木勝彦	12番	柴	П	征(寛
13番	倉 田 利 奈	14番	黒	Ш	美	克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市		長	吉	岡	初	浩
副	市	長	深	谷	直	弘
教	育	長	岡	本	竜	生
企	画部	長	木	村	忠	好
秘書人事	事グループリー	ダー	野	口	恒	夫
ICT推	進グループリー	ダー	平	Ш	亮	$\vec{-}$
総	務 部	長	杉	浦	崇	臣
行政グ	ループリー	ダー	久	世	直	子
行政。	グループ主	三幹	本	多	征	樹
市	民 部	長	岡	島	正	明
市民窓口	コグループリー	ダー	芝	田	啓	$\vec{-}$
経済環境	竟グループリー	ダー	島	口		靖
税務グ	ループリー	ダー	西	口	尚	志
福	祉 部	長	磯	村	和	志
地域福祉	上グループリー	ダー	東	條	光	穂

介護障がいグループリーダー 都 築 真 哉

福祉まるごと相談グループリーダー 野口真樹

健康推進グループリーダー 中川幸紀

こども未来部長 磯 村 順 司

都市政策部長 杉浦睦彦

都市計画グループリーダー 村松靖宣

防災防犯グループリーダー 山 下 浩 二

上下水道グループリーダー 亀井勝彦

学校経営グループリーダー 内藤克己

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 竹内正夫

副 主 幹 神谷直子

主 査 森本将史

議事の経過

○議長(杉浦康憲) 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私とも御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

12月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会においては、条例の一部改正、指定管理者の指定、令和5年度補正予算など諸案件が 提出されております。本定例会に提案されました諸案件につきまして、厳正かつ公平なる審議を 賜りますようお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

午前10時00分開会

○議長(杉浦康憲) ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年12月高浜市議会 定例会は成立しましたので開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

[市長 吉岡初浩 登壇]

○市長(吉岡初浩) 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和5年12月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃より市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げ

ます。

さて、今年も残すところ1か月余りとなりました。今年は5月に新型コロナウイルス感染症が 感染法上の5類に変更されたことにより、延期、中止、規模縮小等を余儀なくされていた行事な どがかつてのように実施をされ、いわゆるアフターコロナを強く印象づける年となりました。

なお、現在の県における定点当たりの感染報告数では、8月から9月上旬までをピークとして減少傾向にあります。その一方で、インフルエンザについては、県において4年ぶり、かつ過去10年間で最も早い時期の11月9日にインフルエンザ警報が発令をされました。市内においても、9月の時点で既にインフルエンザによる学級閉鎖が発生しています。新型コロナウイルス感染症の再拡大及びインフルエンザの拡大防止のため、必要に応じたマスク着用、手洗い、うがい等に御協力をお願い申し上げます。

国内の景気に目を向けますと、11月の内閣府月例経済報告において、景気はこのところ一部に 足踏みも見られるが、緩やかに回復していると、10か月ぶりの判断引下げがされました。一方で、 日本銀行の地域経済報告においては、東海地域は7月、10月と持ち直しているとの景気判断がさ れています。景気は穏やかな回復が続くことが期待をされますが、昨年からの円安・物価高騰は なおも続き、世界的な金融引締め、中国経済の先行き懸念や中東情勢などによる不透明性もはら んでおり、予断を許さない状況でございます。

高浜市出身の若い世代の活躍も話題となりました。侍ジャパン大学代表として日米大学野球選手権大会にも出場した岩井俊介投手は、先月26日に開催をされたプロ野球ドラフト会議で福岡ソフトバンクホークスに2位で指名をされました。今月の19日には、ゴルフで杉浦悠太さんがダンロップフェニックストーナメントにおいて大会史上初、国内男子ツアーとしては史上7人目のアマチュア優勝者に輝きました。杉浦選手は、この優勝をもってプロへの転向を宣言し、プロとして、本日開催のゴルフ日本シリーズJTカップの出場選手に名を連ねております。岩井投手と杉浦選手、それぞれが野球とゴルフのプロの世界で持ち味を生かし、飛躍することを願っております。

さて、4月から第7次高浜市総合計画がスタートいたしました。「人と想いが つなぐつながる しあわせなまち 大家族たかはま」をキャッチフレーズとし、10年後のなりたい高浜市を共につくるため、様々な取組が動き出しています。市においては、7月に美術館機能と図書館機能が一体となった本館、アクセスに便利ないきいき広場のとしょぴあなど様々な形で皆様と学び、楽しみ、高め合い、また暮らしに寄り添える施設として、高浜市やきものの里かわら美術館・図書館がオープンをいたしました。そして、現在、市民団体が主導するシン・タカハマ物語、「Story of Takahama」という、高浜市を舞台とした原作を公募してのアニメーション企画が進んでいます。アニメーション制作の様々な過程を通して、高浜の魅力が再発見され、若い世代が

成長し、また人と想いがつながっていくことを期待するものでございます。

まちづくりは人づくり、今後も市民の皆様が愛着を持ち、住んでよかった、住み続けたいと思うまちづくり、未来を担う人々を育む人づくりに邁進してまいります。

次に、本日提案をさせていただきます案件でございますが、諮問1件、議案21件をお願いする ものでございます。議案の詳細につきましては、副市長及び担当部長より説明をさせていただき ますので、慎重御審議の上、御意見、あるいは御可決賜りますようお願いを申し上げまして、招 集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時6分開議

○議長(杉浦康憲) これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

○議長(杉浦康憲) 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、12番、柴口征寛議員、13番、倉田利奈議員を指名いたします。

○議長(杉浦康憲) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果 の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長(北川広人) 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました令和5年12月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る9月21日及び 11月22日に議会運営委員会を全員出席の下、開催をいたしました。

当局より提出されました案件について検討いたしました結果、会期は本日より12月19日までの20日間と決定をいたしました。

会議日程及び議案の取扱いにつきましては、本日は高浜市選挙管理委員会委員及び同補充員の 選挙後、諮問第2号を即決で願い、その後、議案の上程、説明を受けます。

続いて、12月5日及び6日の2日間は一般質問を行い、一般質問の終了後、関連質問を行います。

12月8日に議案第67号から議案第87号までの総括質疑、委員会付託を行います。総務建設委員

会については、議案第67号、議案第68号及び議案第81号から第83号まで、並びに議案第85号から 第87号までの8議案と陳情第15号及び陳情第17号を付託、福祉文教委員会については、議案第69 号から議案第81号まで及び議案第84号の14議案と陳情第16号、陳情第18号及び陳情第19号を付託 し、審査を願うことに決定いたしました。

なお、各常任委員会の日程につきましては、既に配付してあります会期及び会議日程のとおり でありますので御承知いただきますようよろしくお願いをいたします。

また、本日行います高浜市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の方法については、全会一致により指名推選で行うことが決定しております。

この12月定例会が円滑に進行いたしますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、御報告と させていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長(杉浦康憲) ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月19日までの20日間と したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉浦康憲) 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの20日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

本日までに陳情書5件が提出され、これを受理いたしました。受理された陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いいたします。

次に、10月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告 書が監査委員より提出され、議会図書室に保管しておりますので、随時御覧お願いいたします。 報告事項は以上であります。

○議長(杉浦康憲) 日程第3 高浜市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を議題といたします。

本件につきましては、選挙管理委員会委員及び同補充員が令和5年12月24日をもって任期満了となるため、選挙を行うべき事由が生じた旨、地方自治法第182条第8項の規定により、選挙管理委員会委員長から議長に通知があったため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、議会において選挙管理委員会委員4名、同補充員4名の選挙を行うものです。

また、選挙の取扱いについては、各派代表者会議及び議会運営委員会で協議した結果、議会運

営委員長から報告にもありましたとおり、選挙の方法については、議長より指名推選で行うこと が決定しております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉浦康憲) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議会運営委員長の報告のとおり、議長より指名したいと思いますが、 これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉浦康憲) 御異議なしと認めます。よって、議長から指名することに決定いたしました。

では、初めに、高浜市選挙管理委員会委員に伊藤信夫氏、古橋武文氏、内藤靖子氏、杉浦貴子氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した4名を高浜市選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉浦康憲) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した4名が高浜市選挙管理 委員会委員に当選されました。

続いて、高浜市選挙管理委員会委員補充員に神谷かつら氏、神谷政光氏、井上琴代氏、岩月正 二氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した4名を高浜市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉浦康憲) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した4名が高浜市選挙管理 委員会委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。

補充の順序は、議長が指名した順序にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉浦康憲) 御異議なしと認めます。よって、補充の順番はただいま議長が指名した順 序に決定いたしました。

○議長(杉浦康憲) 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長(深谷直弘) それでは、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について、御説明申し上げます。

本案は、現委員の神谷章一氏が、令和6年3月31日で任期満了となりますので、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会に諮問をさせていただくものでございます。

同氏は、平成27年4月に人権擁護委員に就任されて以来、3期9年務められており、皆様にも 御承知のとおり、地域活動にも広く参加をされ、誠実、温厚なお人柄で、地域の皆様の人望も厚 く、人権擁護委員には適格な方でございます。何とぞ同氏を推薦することに御同意を賜りますよ うお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長(杉浦康憲) これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉浦康憲) 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長(杉浦康憲) 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長(杉浦康憲) 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。 お諮りいたします。

諮問第2号については、議会運営委員長の報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により、 委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉浦康憲) 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号は委員会付託を省略すること に決定いたしました。

これより採決いたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について、原案に異議のない旨、答申することに賛成の議員

の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(杉浦康憲) 起立全員であります。よって、諮問第2号は原案に異議のない旨、答申することに決定いたしました。

○議長(杉浦康憲) 日程第5 議案第67号から議案第80号までを会議規則第34条の規定により 一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(杉浦崇臣) それでは、議案第67号 高浜市三高駅西駐車場の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案参考資料の5ページ及び第5期指定管理者の指定概要の2ページも併せて御覧いただくようお願いいたします。

本案は、第5期の三高駅西駐車場の指定管理者について候補者を選定いたしましたので、地方 自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

指定をしたい管理者は、株式会社日本メカトロニクス、代表取締役社長、北村博人氏であり、会社の所在地は名古屋市中川区八熊二丁目1番11号であります。指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。なお、指定管理者の業務内容、指定管理者の選定理由等につきましては、参考資料等に記載のとおりでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(杉浦康憲) 市民部長。
- ○市民部長(岡島正明) それでは、議案第68号 衣浦衛生組合規約の変更について、提案理由 の御説明を申し上げます。

別添の参考資料6ページの新旧対照表も併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、衣浦衛生組合における霊きゆう自動車の設置及び管理に関する事務を廃止することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、衣浦衛生組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

衣浦衛生組合規約の変更内容として、第3条第5号の霊きゆう自動車の設置及び管理に関する 事務及び第12条第2項第9号の霊きゆう自動車の設置及び管理における経費の支弁方法について の規定を削るというものでございます。

霊柩自動車の主な廃止理由は、平成以降、民間霊柩車が普及し、衣浦斎園霊柩車の利用率が大幅に低下しており、今後の利用も見込めない状況になったこと及び霊柩自動車の老朽化によるも

のであります。

なお、附則第1項におきまして、この規約は令和6年4月1日から施行することといたし、第 2項において、この規約による改正前の衣浦衛生組合規約第3条第5号の規定に基づき共同処理 された事務に係る会計処理については、改正後の第3条の規定にかかわらず、当該会計処理が終 了するまでの間、共同処理する事務として行うものとしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(杉浦康憲) 企画部長。
- ○企画部長(木村忠好) それでは、議案第69号から第74号までの6議案について、順に御説明申し上げます。

初めに、議案第69号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第70号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、この2議案につきましては、同じ内容の改正でありますので、一括して御説明申し上げます。

参考資料の9ページをお願いいたします。

まず、改正の理由でございますが、国におきまして、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定するために、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案が11月17日に成立されました。このことを受け、本市においても同様の取扱いとするために改正するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、議案第69号においては議員、議案第70号においては常勤特 別職の期末手当の支給割合を引き上げるものでございます。

令和5年度の期末手当の支給割合に係る第1条の改正は、本年12月期の期末手当の支給割合を現行の1.65月分から1.75月分に引き上げることとし、年間支給月数を3.4月分といたすものでございます。令和6年度以降の期末手当支給割合に係る第2条の改正は、6月期、12月期の期末手当の支給割合を平準化し、それぞれの支給割合を1.7月分に改めるものでございます。

最後に、附則の関係でございますが、この条例の施行期日は、第1号の規定は公布の日から、 第2条の規定は令和6年4月1日からとするとともに、第1条の改正後の条例の規定は、令和5 年12月1日から適用いたすこととしております。

続きまして、議案第71号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

参考資料の26ページをお願いいたします。

本案は、今年度の人事院勧告に基づき、給料表の改定等を行うものでございます。

それでは、まず、本年度の人事院勧告でございますが、人事院は、本年8月7日に国会と内閣に対し給与改定についての勧告を行い、政府において勧告どおりの内容とする法律案が11月17日

に成立されました。本市においても、人事院勧告尊重の基本姿勢に立ち、勧告どおりに改正する ものでございます。

勧告の内容でございますが、月例給の引上げ、期末勤勉手当の引上げ及び在宅勤務等手当の新設を行うものでございます。

それでは、今回改正を行います条例の改正内容につきまして、順に御説明申し上げます。

初めに、高浜市職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、行政職給料表の改正に係る第1条の改正では、特に若年層に重点を置きながら、別表第1、行政職給料表の給料月額を平均1.1%引き上げることとしています。

また、人事交流により国・県職員から市職員となったものの給料を保障するための調整額として第8条を追加し、7級の62号給から97号給を削除することとしています。

期末勤勉手当の改正では、年間の支給月数を民間の支給割合に見合うよう引き上げるものでございます。

令和5年度の期末勤勉手当支給割合に係る第1条の改正では、本年12月期の支給割合を再任用職員以外は期末手当を現行の1.2月分から1.25月分に引き上げ、勤勉手当を現行の1月分から1.05月分に引き上げ、年間支給月数を4.7月分に、再任用職員は期末手当を現行の0.675月分から0.7月分に引き上げ、勤勉手当を現行の0.475月分から0.5月分に引き上げ、年間支給月数を2.35月分にいたすものでございます。(後述訂正あり)

令和6年度以降の期末勤勉手当支給割合に係る第2条の改正では、6月期、12月期の期末勤勉 手当の支給割合を平準化し、支給割合を再任用職員以外は期末手当を1.225月分、勤勉手当を 1.025月分に、再任用職員は期末手当を0.6875月分、勤勉手当を0.4875月分にそれぞれ改めるも のでございます。

在宅勤務等手当の新設に係る第2条の改正では、1月当たり平均10日を超えて在宅勤務をする職員に対し、光熱費負担軽減のため月額3,000円の在宅勤務等手当を支給するものでございます。 第3条では、企業職員も支給対象とし、併せて改正を行うものでございます。

続きまして、高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、給料表の改正に係る第4条の改正では、さきの高浜市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う給料表の改正に伴い、同表を準用する会計年度任用職員の別表第1、給料表の給料月額を引き上げるものでございます。

続きまして、高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございますが、給料表に係る第5条の改正では、特定任期付職員に係る給料月額を見直し、給料表を改定するとともに、期末手当の改正では、年間の支給月数を民間の支給割合との均衡を図るために引き上げるものでございます。

令和5年度の期末手当の支給割合に係る第5条の改正では、本年12月期の期末手当の支給割合

を現行の1.65月分から1.75月分に引き上げることとし、年間支給月数を3.4月分といたすものでございます。

令和6年度以降の期末手当支給割合に係る第6条の改正では、6月期、12月期の期末手当の支給割合を平準化し、それぞれの支給割合を1.7月分に改めるものでございます。

最後に、附則の関係でございますが、この条例の施行期日は、第1条及び第5条の規定は公布の日から、第2条から第4条及び第6条の規定は令和6年4月1日からとするとともに、第1条及び第5条の規定による改正後の条例の規定について、給料表の改正部分は本年4月1日から、期末勤勉手当の改正部分は本年12月1日から適用することといたしております。

続きまして、議案第72号 高浜市職員定数条例の一部改正について御説明申し上げます。 参考資料の30ページ、新旧対照表をお願いいたします。

本案は、市長の事務部局並びに教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の定数を改正するものであります。

改正の内容でございますが、条例第2条第1項第1号では、市長の事務部局の職員定数を289 人から288人に改め、同項第8号では、教育委員会の事務局及び学校その他教育機関の職員定数 を10人から11人に改めるものでございます。

なお、附則におきまして、この一部改正条例は令和6年4月1日から施行することといたして おります。

続きまして、議案第73号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

参考資料の31ページ、新旧対照表をお願いいたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条文の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第2条の改正では、今回の法律の一部改正により、別表第2が削られたことから、同表を引用していた事務等について新たに5号、6号として定義するものであります。

第4条第1項及び第3項の改正では、削られた同法別表第2を引用していた事務等について、 第2条で新たに定義した用語を規定いたすものでございます。

なお、附則におきまして、施行期日を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正する法律の施行日、またはこの条例の公布日のいずれか遅い日といたしております。

最後に、議案第74号 高浜市南部ふれあいプラザ及び高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理者の指定概要を併せて御覧いただきますようお願いいたします。

本案は、高浜市南部ふれあいプラザ及び高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者について 候補者を選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決をお願い いたすものでございます。

指定したい管理者は、特定非営利活動法人高浜南部まちづくり協議会であり、所在地は高浜市 二池町一丁目8番地5、理事長は水野輝久氏であります。

なお、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までであります。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(杉浦康憲) 福祉部長。
- ○福祉部長(磯村和志) それでは、議案第75号 高浜市役所出張所設置条例の廃止について、 提案理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第155条第1項の規定に基づき、平成8年4月1日に設置した高浜市役所 いきいき広場出張所を廃止することに伴い、出張所設置条例を廃止するものです。

いきいき広場出張所は、住民票の写し、印鑑登録証明書などの交付申請手続を行ってまいりましたが、マイナンバーカードの普及に伴い、各種証明書がお近くのコンビニエンスストアで取得できるようになったことから、今年度末をもって出張所を廃止するものであります。

なお、附則におきまして、施行を令和6年4月1日からといたしております。

続きまして、議案第76号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

参考資料の34ページも併せて御覧ください。

本案は、高齢者の健康増進を目的とした交流の場である介護予防拠点施設の一つ、宅老所こっ こちゃんを廃止するものであります。宅老所こっこちゃんの活動につきましては、本年4月より 吉浜ふれあいプラザ内にある交流スペースを活用してまいりましたが、御利用者さんからの意見 を踏まえて、その活動場所を宅老所いっぷくへ移すものであります。

なお、現在、毎週月曜日及び金曜日にこっこちゃんを御利用されてみえる高齢者の皆さんにつきましては、送迎のサービスを使い、毎週同じ曜日にいっぷくを御利用いただきます。

最後に、附則におきまして、この条例の施行を令和6年1月1日からといたしております。 説明は以上であります。よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(杉浦康憲) こども未来部長。
- ○こども未来部長(磯村順司) それでは、議案第77号から第80号について御説明申し上げます。 議案第77号から第80号は、各施設の指定管理者の指定について候補者を選定しましたので、地 方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

説明に際しましては、議案書と併せて参考資料35ページから38ページまでと第5期指定管理者の指定概要4ページから7ページも御参照をお願いします。

まずは、議案第77号 高浜市心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、高浜市心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定をするもので、当該施設の 指定したい指定管理者は、高浜市春日町五丁目165番地を所在とする社会福祉法人高浜市社会福 祉協議会であり、代表者は岸上善徳会長であります。指定の期間は令和6年4月1日から令和11 年3月31日までの5年間です。

次に、議案第78号 高浜市女性文化センター及び高浜市春日庵の指定管理者の指定について御 説明申し上げます。

本案は、高浜市女性文化センターと高浜市春日庵の2施設の指定管理者の指定をするもので、 当該施設の指定したい指定管理者は、高浜市青木町六丁目6番地23を所在地とする高浜市総合サービス株式会社であり、代表者は代表取締役神谷昌彦氏であります。指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

続きまして、議案第79号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、高浜市立武道館と高浜市立グラウンドである碧海グラウンド、流作グラウンド、五反田グラウンド、五反田第2グラウンド、碧海テニスコートの6施設の指定管理者の指定をするもので、当該施設の指定したい指定管理者は、高浜市青木町六丁目1番地15を所在地とする特定非営利活動法人たかはまスポーツクラブであり、代表者は川角三男理事長であります。指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

最後に、議案第80号 高浜市吉浜交流館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、高浜市吉浜交流館の指定管理者の指定をするもので、当該施設の指定したい指定管理者は、高浜市青木町六丁目6番地23を所在地とする高浜市総合サービス株式会社であり、代表者は代表取締役神谷昌彦氏であります。指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

議案第77号から第80号の4議案についての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。 ○議長(杉浦康憲) 企画部長。

○企画部長(木村忠好) すみません。説明のほうの訂正のほうをお願いいたします。

議案第71号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、令和5年度の期末勤勉手当の支給割合に係る第1条の改正で、再任用職員以外のもので年間支給月数につきまして4.5月分に対しまして、私が4.7月分と言ってしまいましたので、4.5月分に訂正をお願いしたいというものでございます。よろしくお願いいたします。

[○]議長(杉浦康憲) 日程第6 議案第81号から議案第87号を会議規則第34条の規定により一括

議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〇総務部長(杉浦崇臣) それでは、議案第81号 令和5年度一般会計補正予算(第7回)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億1,412万3,000円を追加し、補正後の予算総額を176億6,923万9,000円といたすものであります。

10ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、電算機器端末借上料について、契約額の確定に伴い限度額を減額いたす ものであります。

12ページ、13ページをお願いいたします。

地方債補正として、上段のケアハウス改修事業及び下段のスポーツ施設改修事業は、契約金額 の確定等に伴い限度額を増減いたすものでございます。

50ページ、51ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款 1 項 1 目民生費国庫負担金のうち社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金及び障害児入所給付費等負担金は、障害福祉サービス等給付費及び障害児給付費の増加に伴い増額いたすもので、産前産後保険税負担金は、産前産後期間の保険税免除分として国から交付されるものでございます。生活保護費負担金は、生活保護費及び生活支援費の増加に伴い増額いたすものであります。

14款2項1目総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、住民記録システムの修正業務に対する補助金を計上いたすものであります。

2目民生費国庫補助金の地域生活支援事業費等補助金は、移動支援サービス費などの増加に伴い増額いたすもので、介護保険事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金は、介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修費に対する補助金を計上いたすものであります。

15款1項1目民生費県負担金の障害者自立支援給付費負担金及び障害児入所給付費等負担金は、 障害福祉サービス等給付費及び障害児給付費の増加に伴い増額いたすもので、産前産後保険税負 担金は、産前産後期間の保険税免除分として県から交付されるものでございます。

15款2項1目総務費県補助金の元気な愛知の市町村づくり補助金は、いきいき号循環事業に対する補助金で、県からの事業採択に伴い計上いたすものであります。

2 目民生費県補助金のうち社会福祉費補助金の障害者医療費補助金及び精神障害者医療費補助

金は、審査支払手数料の増加に伴い増額いたすもので、地域生活支援事業費等補助金は、移動支援サービス費などの増加に伴い増額いたすものであります。

児童福祉費補助金の母子家庭等医療費補助金及び子ども医療費補助金は、母子家庭等医療扶助費及び子ども医療扶助費の増加に伴い増額いたすもので、産休等代替職員設置費補助金は、民間保育所の産休代替職員の任用費に対する補助金を計上いたすものであります。

52ページ、53ページをお願いいたします。

9目教育費県補助金の教育支援体制整備事業費交付金は、公立幼稚園のICT化事業に対する 補助金を計上いたすものであります。

16款1項2目利子及び配当金は、利子額の確定に伴い増額いたすものであります。

17款1項1目一般寄附金は、日本スポーツウエルネス吹矢協会高浜大鷲支部様から御寄附いただいたもので、2目民生費寄附金の保育園等保育用品購入指定寄附金及び5目教育費寄附金の幼稚園保育用品購入指定寄付金は、明治安田生命保険相互会社様から御寄附いただいたものであります。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものであります。

20款 4 項 4 目雑入のスポーツ振興くじ助成金は、交付額の決定に伴い減額いたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

56ページ、57ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費の3、議会運営事業のうち訴訟等業務委託料は、事件の判決があったこと に伴い増額するものであります。

58ページ、59ページをお願いいたします。

2款1項2目文書管理費の訴訟等業務委託料は、昨今の訴訟状況に鑑み不足が見込まれるため 増額いたすもので、顧問弁護士委託料は、定例顧問弁護士相談の委託料が不足することが見込ま れるため増額いたすものであります。

9目財政管理費及び10目会計管理費は、ペーパーレス化に伴い印刷製本費を減額いたすものであります。

11目財産管理費は、楽習館児童クラブの児童の送迎に伴い市有バス運転業務委託料が不足するため増額いたすものであります。

12目企画費は、地域団体を応援するふるさと納税があったものを9団体に交付いたすものであります。

14目電算管理費の2、情報系庁内LAN管理事業は、来年度に向けて職員用のパソコンを購入するための費用を計上いたすもので、20目諸費は、過年度の精算に伴う返還金を計上いたすもの

であります。

60ページ、61ページをお願いいたします。

2款2項1目賦課徴収費の3、市税賦課事業は、特別徴収税額通知(納税義務者用)圧着機の 更新費を計上いたすものであります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の3、戸籍住民基本台帳事務事業は、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るシステム修正費を計上いたすものであります。

62ページ、63ページをお願いいたします。

2款8項1目基金費は、財政調整基金利子額等の確定により積立金を増額いたすものであります。

64ページ、65ページをお願いいたします。

3款1項2目地域福祉推進費は、障害福祉サービス等報酬改定に伴う福祉総合システムの改修 費を計上いたすものであります。

3目障害者在宅・施設介護費の1、障害者自立支援給付事業は、利用者の増加等に伴い、障害 福祉サービス等給付費及び障害児給付費を増額いたすもので、2、地域生活支援事業は、利用者 の増加等に伴い、訪問入浴サービス費、移動支援サービス費及び日中一時支援サービス費等を増 額いたすものであります。

7目介護保険推進費は、介護報酬改定に伴うシステム改修費を計上いたすものであります。

10目障害者医療費、66ページ、67ページをお願いし、11目子ども医療費及び12目母子家庭等医療費は、受給件数の増加等に伴い、精神障害者医療扶助費、子ども医療扶助費及び母子家庭等医療扶助費を増額いたすものであります。

15目国民健康保険事業費、16目介護保険事業費及び17目後期高齢者医療事業費は、保険給付費等の増額及び人事交流等に伴う人件費の増額に伴い繰出金を増額いたすものであります。

68ページ、69ページをお願いいたします。

3款2項2目保育サービス費の3、保育園管理運営事業のうち中央保育園トイレ配管修繕工事費は、中央保育園2階トイレの上水管の漏水を修繕するための工事費を計上いたすもので、民間保育所産休・病休代替職員設置費補助金は、民間保育所において産休代替職員を配置するための補助金を計上いたすものであります。

72ページ、73ページをお願いいたします。

3款3項2目生活援助費の1、生活保護事業及び2、中国残留邦人支援事業は、対象者の増加 及び対象者の入院等に伴い生活保護費及び生活支援費を増額いたすものであります。

74ページ、75ページをお願いいたします。

7款1項2目商工業振興費は、物価高騰や燃料費の価格上昇の影響などにより、融資を必要と する事業者や借換えによる融資が増加したことに伴い信用保証料補助金を増額いたすものであり ます。

76ページ、77ページをお願いいたします。

8款2項1目生活道路新設改良費の1、道水路維持管理事業は、道水路の経年劣化などによる 補修箇所が複数発生したことに伴い工事請負費を増額いたすもので、3、橋りょう改築事業は、 中根橋架け換え工事負担金の変更分を増額いたすものであります。

80ページ、81ページをお願いいたします。

10款2項1目学校管理費の庁用器具費は、高取小学校のクラスが令和6年度に1増となることに伴い、電子黒板、タブレット充電保管庫を購入するなどの費用を計上いたすものであります。

10款3項1目学校管理費の2、中学校維持管理事業及び3、中学校給食運営事業は、南中学校のクラスが令和6年度に2増となることに伴い、机、椅子、食器等を購入するなどの費用を計上いたすものであります。

2目教育振興費は、対象者が増加したことに伴い、要保護及び準要保護生徒就学援助費を増額 いたすものであります。

82ページ、83ページをお願いいたします。

10款5項5目文化事業費は、かわら美術館・図書館のバリアフリー法に適合するための工事請負費を計上いたすものであります。

そのほか、全体を通しまして、人事交流等に伴い人件費を増減いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(杉浦康憲) 市民部長。

○市民部長(岡島正明) それでは、議案第82号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2回)について、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の17ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,597万円を追加し、補正後の予算総額を36億9,779万円といたすものであります。

歳入について申し上げます。

104ページ、105ページをお願いいたします。

2款1項1目保険給付費等交付金は、歳出の療養給付費及び高額療養費の見込み増に伴う増額であります。

3款1項1目利子及び配当金は、国民健康保険支払準備基金利子の増額によるものであります。

4款1項1目一般会計繰入金は、人事交流等に伴う人件費の増額及び産前産後期間の保険税免除措置を新たに実施するための財源として増額いたすものであります。

4款2項1目支払準備基金繰入金は、今回の補正に伴う財源調整であります。

続きまして、歳出について申し上げます。

106ページ、107ページをお願いいたします。

- 1款1項1目一般管理費は、人事交流等に伴い人件費の増額をいたすものであります。
- 1款2項1目賦課徴収費は、コンビニ収納手数料の見込み増によるものであります。
- 2款1項1目一般被保険者療養給付費は、療養給付費の見込み増によるものであります。
- 2款2項1目一般被保険者高額療養費は、高額療養費の見込み増によるものであります。

108ページ、109ページをお願いいたします。

5款1項1目支払準備基金積立金は、国民健康保険支払準備基金利子の増額によるものであります。

7款1項3目償還金は、特別調整交付金の算定基礎額の確定による過年度還付金であります。 説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(杉浦康憲) 総務部長。
- ○総務部長(杉浦崇臣) それでは、議案第83号 令和5年度公共駐車場事業特別会計補正予算 (第2回)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の23ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6万円を追加し、補正後の予算総額を3,425万5,000円といたすものであります。

120ページ、121ページをお願いいたします。

歳入の2款1項1目利子及び配当金は、利子額の確定に伴い駐車場施設整備基金利子を増額い たすものであります。

122ページ、123ページをお願いいたします。

歳出の1款1項1目駐車場管理費の基金積立事業は、利子額の確定に伴い積立金を増額いたす ものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(杉浦康憲) 福祉部長。
- ○福祉部長(磯村和志) それでは、議案第84号 令和5年度高浜市介護保険特別会計補正予算 (第3回)について御説明申し上げます。

補正予算書29ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ6,696万3,000円を追加し、補正後の予算総額を31億2,299万3,000円とするとともに、介護サービス事業勘定で歳入歳出それぞれ142万6,000円を追加し、補正後の予算総額を6,359万8,000円といたすものであります。

次に、補正予算説明書132ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、3款1項1目介護給付費負担金、3款2項国庫補助金、4款1項支払基金交付金、5款1項1目介護給付費負担金、134ページをお願いいたしま

して、5款3項県補助金及び7款1項1目一般会計繰入金は、いずれも歳出の居宅介護サービス 給付費及び介護予防サービス給付費の実績見込みによる増額が主なものであります。

138ページをお願いいたします。

次に、保険事業勘定の歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、職員の人事交流等により減額いたすものであります。

2款1項介護サービス等諸費、140ページをお願いいたしまして、2款2項介護予防サービス等諸費、2款3項高額介護サービス費、2款4項高額医療合算介護サービス等費、2款6項特定入所者介護サービス費及び4款1項介護予防事業費につきましては、それぞれ実績見込みに伴い増額いたすものであります。

142ページをお願いいたします。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金は、今回の増額補正に伴い基金積立金を減額いたすも のであります。

154ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、2款1項1目一般会計繰入金は、人事交 流等に伴い職員給与費等繰入金を増額いたすものであります。

156ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳出でございますが、1款1項1目介護予防支援事業費は、職員の人事交流等により増額いたすものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(杉浦康憲) 市民部長。
- ○市民部長(岡島正明) それでは、議案第85号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計補 正予算(第2回)について、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の37ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 6 万9,000円を追加し、補正後の予算総額を 5 億9,381万7,000円といたすものであります。

次に、歳入歳出でございますが、同じ理由によるものでございますので、一括で御説明させて いただきます。

168ページ、169ページの歳入、3款1項1目一般会計繰入金及び170ページ、171ページの歳出、 1款1項1目一般管理費は、いずれも人事交流等に伴う人件費を増額いたすものであります。 説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(杉浦康憲) 都市政策部長。
- ○都市政策部長(杉浦睦彦) 議案第86号及び議案第87号について御説明申し上げます。 初めに、議案第86号 令和5年度高浜市水道事業会計補正予算(第2回)について御説明申し

上げます。

水道事業会計補正予算書(第2回)の1ページをお願いいたします。

第2条は、収益的支出の予定額について補正をするものでございます。

支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用では、人事交流に伴う人件費によるもので、予定額を165万円増額し、8億7,568万3,000円とするものでございます。

第3条は議会の議決を経なければ流用できない経費として定めております職員給与費を165万円増額し、5,964万2,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第87号 令和5年度高浜市下水道事業会計補正予算(第1回)について御説明申し上げます。

下水道事業会計補正予算書(第1回)の1ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額について補正をするものでございます。

収入では、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益について、人事交流により予定額を1万6,000円減額し6億1,176万円とし、支出では、第1款下水道事業費用、第1項営業費用について、人事交流に伴う人件費によるもので、予定額を188万8,000円減額し8億9,171万1,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額について補正をするものでございます。

収入では、第1款資本的収入、第3項他会計補助金について、人事交流により予定額を24万円増額し、支出では、第1款資本的支出、第1項建設改良費について、人事交流に伴う人件費によるもので、予定額を257万6,000円増額し11億4,755万5,000円とするものでございます。

なお、当初予算書第4条本文括弧書きの資本的収入額が資本的支出に対し不足する金額についても、それぞれ改めさせていただくものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として定めております職員給 与費を67万6,000円増額し、5,316万6,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(杉浦康憲) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は12月5日午前10時であります。

本日はこれをもって散会といたします。

御協力ありがとうございました。

午前11時5分散会